

川崎市住情報提供事業費補助事業制度要綱

平成12年 6 月14日

12川ま備第 134号

（目的）

第1条 この要綱は、市民のゆとりある良質な住まいづくりを支援するために、市民を対象に住宅、まちづくり等に関する住情報提供事業を行う者に対し、市が必要な助成を行うことにより、もって良好な住環境の整備及び改善並びに維持保全の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 公営住宅等関連事業推進事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住建発第56号。以下「制度要綱」という。）第5第2項に定める者で、住宅関連事業を行う川崎市の出資に係る法人をいう。
- (2) 住情報提供事業 事業者が行う制度要綱第5第2項第5号に定める事業をいう。
- (3) マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、住情報提供事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の計画相談及び情報提供事業
- (2) マンションの維持、管理等に関する相談及び情報提供事業
- (3) その他住宅に関する情報提供事業

（住情報提供事業に係る補助）

第4条 市は、予算の範囲内において、前条各号に掲げる事業を行う事業者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（補助金の額）

第5条 この要綱に基づく事業の実施に係る補助金の額は、第3条各号に掲げる事業の企画調査費及び運営経費を合算した額の合計額の3分の2以内の額とする。

(補助の申請及び交付決定通知等)

第 6 条 事業者は、住情報提供事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、補助金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請及び変更承認通知等)

第 7 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知後において、補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、変更を必要とする具体的理由を付して、市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、変更を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、変更を認めない、又は補助をしないことの決定をしたときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の申請及び承認通知等)

第 8 条 補助事業者は、第 6 条第 2 項及び前条第 2 項の通知後において、住情報提供事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、住情報提供事業の中止又は廃止が適當と認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、住情報提供事業の中止又は廃止の承認をしないことを決定したときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、6月、9月及び12月末現在の事業の執行状況について、翌月7日までに市長に報告しなければならない。

（事業完了報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに完了報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受理した場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をした後に補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合においては、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定等の内容又はこれに付した条件その他本要綱又は関係法令の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合においては、その理由を付して当該補助事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（指導監督等）

第15条 市長は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、事業の適正な実施のため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

（委任）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年6月14日から施行する。